

四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 職員（臨時及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 期末手当（6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（これらの日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものに該当する者を含む。）に支給される手当） (12) 勤勉手当（6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（これらの日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものに該当する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、6月1日及び12月1日に在職する者についてはそれぞれの日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給される手当） 2 (略)	(給与の種類) 第3条 職員（臨時及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 期末手当（6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（これらの日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で任命権者が定めるものに該当する者を含む。）に支給される手当） (12) 勤勉手当（6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（これらの日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で任命権者が定めるものに該当する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、6月1日及び12月1日に在職する者についてはそれぞれの日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給される手当） 2 (略)